

## 主張

### 春闘の社会経済効果の再認識を

#### －「木をみて森を見ず」の春闘終焉論－

最近公表された政府の新年度の経済見通しに関わって発表された1998年度の実績見込みはマイナス2.2%と戦後はじめて以来の最悪の数値となった。1997年度実績のマイナス0.4%に続く2年目のマイナス成長である。新年度の見通しでは政府は0.5%と回復過程に入る姿を描いているが、これについては批判的にみる見方が多い。その主な理由としては、貸し渋りなど金融不安が解消されないこと、またアメリカ経済の減速懸念のほかに、殊に国内需要の中心をなす個人消費が低迷をつづけるのではないかという点がある。これには企業経営のリストラの深まり、雇用の悪化を背景に1999年度の春の賃金決定が経済をさらに冷やす懸念があること、場合によっては「時限的賃下げ」になる可能性すらあるという見方があるからである。

政府の新年度経済見通しは、このような「時限的賃下げ」の悲観説とは違って、日本経済全体の雇用者所得は前年1998年度のマイナス1.1%から新年度にはプラス0.5%へ転ずる、しかも雇用者総数も同マイナス0.7%から同プラスの0.4%に転ずるという見方に立っている。一人当たり雇用者所得でも前年比わずかではあるがプラスとなるとしている。つまり政府経済見通しは「時限的賃下げ」説をおおむね否定しているということになる。

ところで、巷ではまた「春闘の終焉」説が台頭している。某紙では、労働組合の多くが賃金や労働条件に関する今春の要求のあり方を議論しているさ中で、「すでに今春闘は終わった」とか「春闘は流れ解散の状況になった」とかいう社説をだしている。しかし、春闘が日本経済の今後の動向に関わる重要な一要素をなしていることは、依然として多くのエコノミストの共通した見方である。一連の経済予測の要素に春闘相場の悲観説が入ってくるのも、まだ春闘が決着していないことを含めてその例証ともいえるだろう。

連合総研の2月はじめに行われた第二次シミュレーションでは、日本経済の再生回復コース、より望ましいコース（ケースA）として新年度0.6%成長達成を想定している。そしてそれには春季賃上げ率3%（以前の言い方にあてはめれば定昇2%と純ベア1%）と新年度の予算編成のうち政府案の所得減税・給付増の5兆円を連合の要求のように10兆円規模に拡大することが条件となっている。なお現在の政府予算案を前提とし定期昇給や賃上げがおこなわれないケース（ケースB）では、マイナス0.5%程度になるものと想定されている。

## 春闘評価の動揺——マクロ視点の重視へ

社会労働問題に関わるマスコミの認識について、戦後数10年をふりかえると、二つの「流行歌」が何度か登場する。ひとつは、日本型雇用システムの「崩壊」、また「年功賃金」の崩壊説である。ここでは詳説はしないが、これについては少し前に来訪したロナルド・ドーア氏が「戦後4度目の崩壊ですか？」といわれたことをあげておけば充分だろう（崩壊は一度のはず!!）。定義とか概念とかの厳密な議論を別にすれば、このようなキャンペーンを行う向きはそもそも日本の雇用システムや賃金制度のトータルな現実を認識することなく限界的に変化した部分のみ意図的に着目しているようである。

二つ目の「流行歌」は、不況が深刻になれば必ず登場する「春闘解散説」、「春闘終焉説」である。1975年は第一次石油危機の後遺症がもっともひどい年で、春闘の創設者のひとりが「春闘終焉説」を唱えるところまでいった。たしかに、その後の春闘は終わりはしなかったが、やはりその性格は変わったように思う。

第一期の春闘（1955—1965年頃）が公労協や私鉄、炭労、中小企業関連労組を中心に賃上げ相場が次々とおしあげられていった時期と異なり、その後の第二期の春闘は産業基盤が強力であった金属JC共闘を中心に統一的な安定的な賃上げ時代となり、日本経済や雇用の安定、回復に役割を果たした。

この二つの時期共にインフレ時代、インフレ・ギャップが生じやすい時期での賃金交渉であったとすると、今日われわれが直面しているのは、それとは違ってデフレ懸念、デフレ・スパイラルの時期の春闘である。放置すれば賃金が下方へのデフレ・スパイラルにひきずられやすい時期の春闘である。市場経済の激しい上下変動に抗して、できるかぎり生活と雇用、そして国内需要を安定させ内需主導型の安定成長に復帰させていく役割は、ひとり政府の経済政策にとどまらない。第二期の春闘がインフレ抑制に貢献したように、今日の春闘はミクロの企業・業種レベルの困難を直視しつつも、マクロの視点にたち全社会的な立場でデフレ・スパイラルを抑止する戦略が求められている。

## 社会経済の安定装置としての春闘

ひるがえって、1990年代の日本の経済社会での春闘や日本的雇用システムの社会経済効果を考えると、見落とされがちな以下の点が注目すべきであろう。

この1990年代は、それまでの戦後の日本経済がすべてのOECD諸国の成長率を上回る最も高い成長をとげてきたのとは対照的に、この90年代での平均成長率はアメリカが2.5%、欧州が2%弱であったのに対比して日本はなんと1.6%という最低の状況になった。そして今日ではその原因がたんに経済のグローバル化やアジアの台頭や危機といった国際経済環境の変化ではなく、バブルの膨張と破裂、その事後処理や経済政策の失敗による「失われた10年」であったことが明らかとなっている。問題の中心は対外競争部門ではなく、バブルに関わった銀行、証券、不動産、建設部門にあったことが明らかとなっている。

もしも1990年代のはじめに、市場主義的なエコノミストに対して日本がこれから主要国の中でもっとも低い成長率に転落したら雇用や所得分配はどうなるだろうか、と質問したとすれば大方の答えは以下のようなものだったであろう。つまり、成長率が下がればもともと日本は高成長のお蔭で失業率が低く所得分配の平準化が進んだのだから、その前提条件が失われれば、日本は西欧のような高失業率へ転落、またアメリカのように所得格差が拡大するだろうということである。あるいは、同様の質問を社会学者にしたとすれば、それまでの戦後の合意形成が容易な日本社会が失われ、労使紛争の多発をはじめ社会分裂の傾向が出てくるだろうと答えるものも多かったと思われる。しかし、今日、日本が経済政策の失敗もあって主要国でもっともひどいマイナス成長に陥ってきたときの失業率は西欧の半分以下の4%強、所得分配についても平等性を非難するものはあっても格差拡大で社会分裂を懸念するものはいないのである。（経済戦略会議は「平等性が強すぎる」とまでいっている）。

## 「公共財」としての春闘

連合総研はこれまでも春闘の社会経済的效果について、賃金分配などのいくつかの実証的データをあげて、企業別のミクロ型交渉方式をとりながらその社会横断的な機能、「社会としてのまとまり（社会的一体性）」、統一性を担保している機能を評価してきた。また、社会的合意形成と社会経済的基礎の装置としての春闘、情報伝達機構としての春闘という側面を含めて、これはいわば「公共財」として位置づ

けられる性格のものとしてきた。すなわち春闘は市場での私的な労働条件交渉・契約ではあるが、それだけでなく一国の社会の質や経済をあり方をよりのぞましい方向で運営していくための装置の役割を果たしている点を見逃してはならないと思う。春闘を前にしての前年秋からの組織内外での長い議論は、労働組合資源や精力の浪費のようにみる見方もある。しかし、政・労・使いずれにおいても次年の賃金決定の最適解を国民的立場から考え討議し、社会的合意を立てていくうえで有益な場となっているとみることもできる。

(注) 1. 『持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築1997年度経済情勢分析』

第三部第2章「マクロ賃金決定と春闘の機能」

2. 『労働の未来を創る』第三部第3章「労働組合の未来戦略 参加発言型産業社会の構築を求めて」。

かつて2～3年に一回の賃金交渉を行ってくることの多かった欧米の労使交渉とは違って、年毎に賃金、時間などの労働条件、雇用を一斉に交渉する春闘方式というのは1960年代までは日本の特徴とされた。しかし、その後、主要国の労使交渉もインフレやデフレなど市場経済変動に柔軟に対応できるものとして毎年交渉型の方がふえているようである。(むろんこれも全般的趨勢とはいえず産業・業種の態様によって多様性が残っている。)

**波及効果そして個別賃金への関わりは？**

さらに雇用労働者のなかでの労働組合組織率が低下しているので、春闘の波及効果が大きい下がっているのではないかとの見方がある。けれどもさきの統計的分析ではいまのところそのような根拠はみつからない。OECDの「雇用アウトック」(1994年)も指摘したように組織率の低下はかならずしも労働条件決定の波及効果に連動はしていないようである。

また案外に見落とされがちなのは、春闘は決してマクロ的な賃金決定だけでなく、組合員ひとりひとりの賃金を公正に決めるうえでの大切な場ともなっており、またそうしていかなければならないという点である。連合が重視している個別賃金問題、ひとりひとりの組合員にとっての賃金を決めなおす枠組みも各企業毎に交渉されている。このことは労働契約内容を点検することにほかならず、平均的な賃金水準の上下変動に劣らぬ各組合員の関心事であることはいうまでもない。

## 時代の中で戦略課題を見据えつつ、春闘は続く

当然のことながら、春闘とそのあり方はそのときどきの時代の変化のなかでいつも問い返されていくべきである。不況であればあるほど、日本の働き方やライフスタイルに大きく関わる長時間労働を戦略的に是正すべきだという正論もある。ドイツのI・G・メタルは1980年代に週35時間労働実現の闘いに続いて、最近でも労働時間短縮と雇用創出を中心とした「雇用のための同盟」戦略をかかげ、労使交渉をすすめている。新シュレーダー政権下で連邦政府とドイツ労働総同盟との間での話し合いも再開され新たな進展もみられる（6.5%の賃上げ要求と早期からの年金給付条件の改善（65→60歳へ引下げ）による世代間の雇用の分け合いの構想）。

ともかく、春闘という日本の戦後労働運動が生み出した、合理性ある「社会的合意装置」の客観的役割をみずに、「木を見て森をみず」の一部の議論にひきずられてはならないといえよう。

---

[HP D I O目次に戻る](#) [D I Oバックナンバー](#)

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

---

寄稿

## 税務雑感

国税労働組合総連合中央執行委員長 山本 享靖

---

### はじめに

政府は、平成11年度予算案を昨年12月25日閣議決定した。

現下の景気低迷状況に対応した消費支出の回復をねらい、所得税・住民税の制度減税と定率減税、法人税の税率引き下げ、住宅減税の拡充等を含む総額9兆円を超える減税案を含んでいる。

こうした税制改革案が公表されると、気の早い納税者の方々から、さまざまな問い合わせが舞い込んでくる。国会審議を経て、改正法が成立すると、われわれは、いち早く内容を正確に理解し、おびただし数の納税者等からの相談や質問そして調査に対応しなければならない。租税法律主義の下で、税法を正しく公平に執行することがわれわれに課せられた使命である。わが職場は、第一線で税の執行を担当する税務署・国税局である。

### 税制と民主主義

税というのは専門的で、技術的な面がかなりあるが、その基本には「租税法律主義」という政治原則があることを忘れてはならない。

それを歴史的な観点から省みると、1215年のマグナ・カルタにまで遡り、税金はお互いの選んだ議会で定めた法律によらなければ課されない。国王はその範囲内で行政を行う。これが租税法律主義の基本的な考え方であり、ひいては民主主義そのものであるといえる。

その後、1776年にはアダムスミスが国富論を書き、その中で、税の4原則、つまり公平、确实・簡明、徴収費の最小、納税の便宜の4つを挙げたわけだが、これらは、今でも抽象的には妥当するし、いわば租税原則の始まりといわれている。

そして、1789年の人権宣言では、租税法律主義はもっと明確に書かれており、しかも税金の用途についても国民は監視する必要があるといている。このように税というものは、民主主義と一体となって育ってきたわけである。

我が国においては、日本国憲法の第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と納税の義務を定めているが、これは第84条の租税法律主義を受けて定められているものである。納税の義務はこの法律の定めどおりで、それ以上でもそれ以下であってもいけない。すなわち適正であることを同時に意味しているわけで、租税公正（公平）主義というのが、租税法律主義と納税義務の基礎にある。

そして、忘れてならないのは、納税者としての立場からのチェックである。国会審議、特に予算委員会で歳出がどのように組まれているかを十分審議されているかを見るのがタックス・ペイヤーの役目である。税金を一方的に取られるという感じで終わっているのは、日本独特の、民主的に未熟な政治構造の証明であり、心理的な欠陥であろうと思われる。

同様に、公債や社会保険料というシステムの中で徴される資金の用途はどうあるべきかについても、納税者の目の強さが求められているところである。

### 執行なしに税はありえない

税は、執行過程を抜きには語れない。いくらいい税法であっても、執行に困難があればだめである。むしろ、理屈は完全でなくても、執行が確実なほうが優れているという意見があるが私も同感である。

執行上最も重要なことは、適正公平かどうかということである。申告納税制度による税と源泉徴収制度による税との間の不公平感が巷間よく議論的となる。日本における申告納税制度は昭和22年に始まったというのが一般的である。その後近代日本の税制に多大な影響を与えたシャウプ勧告が昭和24・25年である。シャウプ勧告では、申告納税制度について、第一に税金の前提になる所得を一番知っているのは納税者自身ではないかということ。税務調査が適切に行われるべきことが第二点。第三点としては、課税に必要な資料が税務当局に適切に提供されること、金融機関、政府関係機関等から税務当局に関係資料が出されることが必要である。この三つによって申告納税の適正さが確保できると指摘している。

この背景には、アメリカにおけるコンプライアンスという精神が背景にある。これは納税道義と訳されるが、そもそもは遵法精神、税法に従うということであり、その基本は租税法律主義である。だからそれを守らないときは、共同社会の敵として厳しい処罰を受けてもやむをえないという考え方である。このような申告の厳しさが希薄な点が執行面での最大の問題である。

さらにアングラ経済（裏の経済）の問題がある。原因の一つは犯罪であり、麻薬や賭博、売春といった組織犯罪に絡むものである。アメリカの徴税当局は伝統的に組織犯罪と対決する姿勢をとっているが、アングラという問題は、最後はどうしてもそういう犯罪そのものを相手にすることになる。日本の場合あまり大きくないとみてよいと思うが社会的影響を考慮するとき、放置できない厳しい側面である。

また、国際課税問題がある。国際課税制度といった固有の法令の類は存しないものの、国際課税についての各国共通のルールは、租税条約の形や各国国内法にみられる二重課税排除の規定、非居住者に関する規定、更に、タックス・ヘイブン対策税制、移転価格税制等にみられる。また、アングラが国際的になっているから、それにどう対処していくか、今後、税務面での国際協力が重要になってくるであろう。

加えて、電子マネーによる決済など電子商取引の進展及び経済取引のボーダーレス化に対応する執行体制の整備が焦眉の急となっている。

---

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

---

## 海外出張報告

### 国際労使関係研究協会（IIRA）第11回世会議

1998.9.24～26.於 ボローニャ

連合総研主任研究員 鈴木 不二一

1998年9月24日から10月2日にかけて、国際労使関係研究協会（IIRA）第11回世界会議と欧州労連研究所（ETUI）との研究交流に参加する機会を得た。駆け足ではあるが、欧州労使関係の最前線を垣間見る感があった。ここでは、国際労使関係研究協会世界会議を中心に、その印象を報告することとしたい。

国際労使関係研究協会の世界会議は、労使関係研究者のみならず、政労使の関係者も含めて、各国労使関係の当面する課題を国際的視野から議論する場として定着してきた。第1回のジュネーブ会議（1967年）以来、3年間隔の開催で、今回のボローニャ会議は第11回目にあたる。「国際競争力と社会的公正の両立を求めて：社会的制度と労使の役割」という統一テーマが時宜を得たせいもあって、全世界から約1500人の参加者を数え、前回のワシントン会議（1995年）を大幅に上回る盛況振りであった。

こうした大規模な国際学会は、一種のお祭りであり、また外交の場でもある。いまだに中世都市の面影を残すボローニャでの開催は、まさにこうした催しに最適であったというべきかもしれない。主催国のイタリアからも、トレウ労働大臣の会議の締めくくりに挨拶など、いろいろな場面で細かい配慮があった。セッションの合間には、各国の研究者のみならず、政府、使用者団体、労働組合の活発なロビー外交が展開されていた。特に、次回2000年の東京会議の開催国となる日本からは、事務局も含めて多数の参加者がおり、次の会議の企画のための折衝や打合せも盛んに行われていた模様である。

さて、今回の世界会議には、200本を越える論文提出があった。全体会議が6セッション、この他にワー

クシヨップ18、特別セミナー13など、多数の討議の場が設定されていたけれども、各プレゼンテーションの持ち時間は約20分という制約の中で、非常にあわただしい雰囲気は免れがたかった。とはいえ、このように、労使関係研究の最前線を一望できる機会はめったにない。いま、何が世界の研究者の共通の問題関心となっているかを知る上では、盛りだくさんの内容は利点でもある。特に、今回は、提出論文の要旨が、3巻本合計1500ページの冊子にすべて収録され、参加者に提供されたことが好評を博していた。

9月22日から始まった会議の後半のごく一部に参加したにすぎないけれども、全体的な印象として、労使関係研究者の問題関心は、次第に収斂しつつあるのでないかという感を深くした。論文集に収録された研究成果は非常に多岐にわたるけれども、あえて総括すれば、「グローバル化、情報技術革新のもとでの労使関係、人的資源管理の変化と展望」というテーマにくくれるように思われる。そして、それを分析する枠組みとしては、「制度と市場の相互関係」「資本主義の多様性の源泉のひとつとしての雇用関係」という、単なる労使関係研究を超えた問題設定が、共通にみられるようだ。市場経済は、グローバル・スタンダードに向かって収斂していくのではなく、現実には、逆にさまざまな経済社会モデルのせめぎあいが見られる。そして、経済社会モデルを規定するもっとも重要な制度的要因として、各国の雇用関係がある。そこから、「さまざまな雇用関係モデルの比較制度分析」という分析視点が提起され、これもまた多くの研究者の共通の問題意識となっているようである。

今回の会議は、開催地がヨーロッパという関係もあって、ヨーロッパからの参加者が全体をリードした感があった。EU統合の実験の中で、国際化へのヨーロッパ独自の対応を志向する中で、これまでの経済社会モデルのイノベーションを模索するヨーロッパ各国にとって、労使関係研究のみならず、その実践が、なによりも戦略的な意味を帯びつつあるからでもあろうか。ともあれ、今回のヨーロッパでの議論は、次回の東京会議に引き継がれ、更なる深化発展が求められよう。東京会議の総括テーマは、「21世紀における労使関係、人的資源管理の課題：統合に向かう世界と新たな挑戦」に決定している。すでに、準備も着々と進んでいるが、主催国日本の政労使には、大きな期待が寄せられているといってい

だろう。

ボローニャでの会議出席に引き続いて訪れたブラッセルの欧州労連研究所（ETUI）は、連合総研がその設立の際にお手本のひとつとした労働組合関係シンクタンクの老舗である。ライナー・ホフマン所長の下に、研究部門11名、広報部門5名、資料センター3名、総務部門5名で、総勢24名のスタッフが、広範な活動を展開している。専任スタッフのほかに、客員研究員5名、研修派遣者13名がいて、彼らも独自の研究活動を展開しているので、現在の欧州労連研究所は、かなり大きな機構となっている。9月28日から10月2日まで、連日のワークショップ参加、スタッフとの議論で目が回る思いであった。ボローニャ会議の「国際競争力と社会的公正の両立」というテーマは、ここでも日々の実践そのものであり、それは今回出席したワークショップの表題にも如実に現われている。すなわち、「国際化時代のヨーロッパ社会モデルの可能性」（9/28）、「EU非加盟国労組への情報サービスと支援について」（9/30）、「中東欧における使用者団体と社会対話の発展」（10/1）、「日本における経済危機と労働組合の課題」（10/2）といったテーマである。EU非加盟国（中東欧）に関するワークショップが2つ持たれていたが、これは欧州労連が、いまではEU加盟国ならびに中東欧の28カ国、65のナショナルセンターを傘下に収める、広義のヨーロッパ圏に対応する組織に成長していることとの関係による。

ワークショップ「日本における経済危機と労働組合の課題」では、連合総研経済情勢報告の草稿をもとに、最近の経済情勢の概要と連合の対応を報告したが、「フィナンシャル・タイムズ」の報道などを通じて、日本の情報はかなり伝わっており、かなり突っ込んだ内容の質問には応答に当惑すると同時に、日本への関心の高まりをも実感した。「効率と公正の調和」を求める日本の経済社会モデルの実践を通じて、今後もヨーロッパの労働組合との交流を深めていくことが重要であることを、改めて認識しなおした次第である。



## 海外出張報告

### TUAC・ICFTU・ITS安全衛生・環境専門家会議

1998.10.79. 於 ブリュッセル

連合総研研究員 小池 芳彦

毎年実施されている、安全衛生・環境専門家会議としての議論（アスベスト問題等安全衛生に関する議論が中心）に加え、COP4に対しての労働組合サイドからの対応を議論するため、98年10月7日から9日までの3日間にわたって、TUAC（OECD労働組合諮問委員会）、ICFTU（国際自由労連）、ITS（国際産業別組織）の共催により、ブリュッセルのICFTU本部において、安全衛生・環境専門家会議が開催された。

#### 参加国は以下の通り

日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、スウェーデン、デンマーク、オーストリア、スペイン、フィンランド、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、チュニジア、アルゼンチン、ブラジル、ベネズエラ、シンガポール（APRO）、マレーシア、タンザニア（AFRO）、バルバドス

この出張報告では、COP4に向けての議論の内容を記述することとする。主な論点について簡単に触れると、以下の通り。

#### 京都議定書批准についてのスタンス

ベースとなるのはいずれにしても雇用の問題であるが、「温暖化が事実なら京都議定書レベルでは不足。にもかかわらず、炭坑労働者を中心に多くの雇用が失われることになるので納得できない。政府に

対しては批准しないよう求めている。」とするアメリカに対し、ドイツは「温暖化対策により新規雇用が創出されるので積極的に推進すべき。」と強く主張しているなど、国毎の立場の違いが大きい。

## 途上国の参加について

「まず、先進国から実行すべき。」との声が、先進国・途上国を問わずに多かったが、同じ先進国でも、途上国の参加については、「途上国にも一定の制約は設けるべき。」と強く主張する国と、そこまでは求めない国が混在している。途上国サイドからは、「途上国自身としても温暖化対策の必要性は認識しているが、全世界一律ということではなく、ある程度の格差は認めて欲しい。」との意見が出ていた。

## 排出権取引・クリーン開発デベロップメントについて

ドイツ（DGB）の代表が、「排出権の商業化（排出権取引）には反対。産業は環境を汚染しており、このような立場の民間が関わってくるのは不適當。」と強く主張。ICFTUの事務局は、取引の対象とされる“余裕の部分”というのをどう算定するのかが不明確である、という点から、排出権取引の実効性について疑念を提起した。合わせて、間接的に、雇用の移動等雇用に大きな影響を与える可能性があることについて問題意識を表明した。

## COP4への取り組み

ICFTUとして、雇用に配慮した地球温暖化対策にとり組むことなどを求めたステートメントを出すことが確認され、また、ブエノスアイレスでは、ICFTUとしてブースを設け、ワークショップの実施等を通じ、労働組合としての立場をアピールしていく旨の説明があった。

京都会議ではアメリカ、カナダ、オーストラリア等10ヶ国の労働組合が各国代表団のメンバーとして参加した。今回もそれ以上の国が参加に向け調整中であるとの報告があった。（最終的に、連合からは、オブザーバーとして熊崎副事務局長他1名が参加）

## 労働力移動についての問題意識

温暖化対策は不可欠である、というのが共通した認識であった。一方で、温暖化対策の実施により、各国において、産業構造の転換が行われることは明らかであり、その場合に予想される、労働力移動の発生を問題視する声が多かった。できるだけスムーズに移行できるような仕組みの工夫が必要であるとの意見が繰り返し主張された。

## NGO・環境団体等との関係について

労働者の日常からかけはなれたところで議論しても仕方がない、というのが多くの参加者からの意見であり、労働組合としての活動（すなわち、雇用の安定化）を優先し、NGO等と協力していける部分は協力するというのが共通した意見であった。

## その他

TUACとICFTUが中心になっているためか、上記の参加国一覧表からも明らかなように、発展途上国の参加がほとんどない。今後いかに発展途上国の代表が会議に参加できる状況を作っていくかが課題。この点については、途上国側からも、資金面を含めた協力を希望する声が出ていた。

また、当面主に働きかける対象としても、OECD・WHOを想定しており、この点からも、先進国中心の取り組みになってしまう懸念がある。途上国を含めた世界全体での取り組みが必要である、という観点から、問題視する声がドイツをはじめとする先進国側からも出ていた。

途上国から提起された問題としては、言葉の問題があった。英語圏中心の議論になっており、特にスペイン語圏・ポルトガル語圏の諸国には、温暖化問題についての情報が伝わりにくいとの意見が中南米諸国からあり、情報面・技術面からもバックアップして欲しいという要望が出された。

## 所感

各国のナショナルセンターや産別から専門家が集まって討議を行う、という性格上、当然の事ながら、参加者の最大の関心事は『雇用の確保』であった。とりわけ、温暖化対策が実施された場合、最も大きな影響を受けるものと思われる炭坑・鉱山関連の労組の代表が参加していたアメリカが、京都議定書の批准についてや発展途上国への規制等について、一貫して強硬な姿勢を見せたことは印象的であった。そのような状況の中で、雇用の問題についても認識しつつ、労働組合および組合員自身が社会の一員としてどんなことができるのかを真剣に考え、さらには、そのような問題意識を社会全体に広げようとエコライフ21にとり組んでいる連合の姿勢は、特筆すべきものと思われる。それだけに、今後、ステップを踏んで展開されていくエコライフ21の運動が、各層の協力を得て、順調に進められていくことを願ってやまない。



## 海外出張報告

### コーポレートガバナンスに関する労働組合専門家会議

1998.10.13. 於 パリ

連合総研研究員 中山 隆司

#### はじめに

1998年10月13日パリのOECDでおこなわれたコーポレートガバナンスに関する労働組合専門家会議

(Meeting of Trade Union Experts on Corporate Governance) 及び、コーポレートガバナンスに関する労使合同専門家会議 (Joint Meeting of Management and Trade Union Experts on "Corporate Governance") に出席した。

コーポレートガバナンスについては、現在日本において大きな関心が寄せられており、法改正を含め議論が高まりつつある。その背景にはバブル崩壊後の日本経済の悪化とともに企業の不祥事が多数露見し、日本における企業統治システムを見直すべきであるといった論議とともに、いわゆるグローバル化の中で企業統治のあり方を国際的に通用するシステムに変革する必要がある、という指摘が増えたためである。

連合総研においても、東京大学の稲上毅教授を主査として「企業と社会研究委員会」発足させ、日本におけるコーポレートガバナンスのあり方について論議を深めており、本年秋に報告書を取りまとめる予定である。

このコーポレートガバナンスに関する労使合同専門家会議は、OECDが策定中のコーポレートガバナンスに関するガイドラインに対し、ビジネス界の代表から成るBIAC (Business and Industry Advisory Committee) や労働組合の代表から成るTUAC (Trade Union Advisory Committee) の諮問の場である。そして、その前段の、労働組合専門家会議はTUAC側の事前打ち合わせの場であった。TUAC側は西欧諸国の労働組合専門家中心とした17名に加え、TUAC事務局から3名という構成で会議にあたった。以下にOECDが策定中のコーポレートガバナンスに関するガイドラインの骨子及び会議での議論を紹介することで報告とさせていただきます。

なお、この企業統治に関するガイドラインは、現在策定過程（99年5月完了予定）であり、今回参加した会議もこの経過の中でおこなわれたものである。

\*OECDとは、市場経済を原則とする先進諸国（加盟国は29カ国）の集まりであり、政治、軍事を除き、経済・社会のあらゆる分野の様々な問題を取り上げ、研究・分析し、政策提言を行っている国際機関である。その運営は、「クラブ的性格」と称され、上記のような多様な問題に関して政策協調を図るための協議の場を提供している。OECDには、ビジネス界の代表から成るBIACや労働組合の代表から成るTUACの2つの諮問機関を持ち、政策の決定においては、労使の意見を聞く仕組みを持っている。

我が国においても、国の政策決定時には、この様な労使の意見を公式に聞く場が必要であると思われるが、現段階では残念ながらこういう仕組みは十分に整備されているとはいえない。

#### OECDコーポレートガバナンスに関するガイドラインの位置づけ

OECD理事会は1998年4月に開催された閣僚級会議で、OECDに対して加盟国政府、他の関係国際機関、民間部門と協力して企業統治（Corporate Governance）の諸基準とガイドラインを作るように求めた。これに対応しOECDは企業統治に関するアドホックタスクフォース（Ad Hoc Task Force on Corporate Governance）を設けガイドラインの策定にあたっている。

この会議に出されたガイドラインの前文によると、このガイドラインの位置づけは、「OECD加盟国、非加盟国政府が実施する各国内における、企業統治に関する法、制度、行政の枠組みの評価と改善を支援するとともに、株式市場、投資家と企業及び企業統治に関する国内委員会に指針を提供すること。」であるとしている。そして、この基準及びガイドラインの目的は、「基本的な諸原則を記述して、国内作業の参考指標として提供されるものであって、義務的なものではない。」としている。

#### ガイドラインの4つの柱

このOECDが策定中のガイドラインは（昨年10月の時点では）次の四つのパートに分かれ構成されている。それは、①Ownership and control : the rights and responsibilities of shareholders（所有と管理:株主の権利と責任）、②The equitable treatment of shareholders（株主の公正な処遇）、③Disclosure and transparency（情報開示と透明性）、The role of the board of directors（or supervisory board）（取締役会の役割）である。この構成からわかるように、このガイドラインは主に株主と取締役の役割

及び権利と責任についてまとめられており、stakeholder（従業員、顧客など利害関係者）についてはほとんどふれられていない。このことが、今回の会議の争点であった。

この会議でのTUAC側の論点は、「このガイドラインの中心の役割はあくまでも株主に集中している。stakeholderをどういう形でこのガイドラインの中に入れていくのか（入れるべきである）。ガイドラインの中のバランスをいかにして考えていくかが重要であり、ほかのstakeholderの役割、また権限はどうか。」ということであった。

それに対しBIAC側は、「確かに他のstakeholderの関係というのも、いろいろ複雑なものがあるが、ここではその視点を株主との関係に限っており、OECDの中において、企業の役割を考えていくと、株主として長期の利益ということを考えていくというところに、この文書で焦点を当てているわけで、その他についてまで述べようとしてはいない。」と、このガイドラインの取り扱う範囲をめぐる、意見は対立した。

最終的にTUACとしては、「株主の権利、コーポレート・ガバナンスの中での株主の役割、権利について話しているのであれば、名称を変更するなど、その主旨を明確にするべきである。」と、このガイドライン自体の位置づけを含め、改訂を促した。

## 会議以降の動き

後日入手したガイドラインの11月時点でのバージョンでは、第2章に「企業統治における利害関係者の役割（The role of stakeholders in corporate governance）」として、従業員、顧客等を含めたstakeholderの権利と役割についてふれた部分が追加された。

しかしながら、その後再びこの部分が削除されたバージョンが出され、最終的なガイドラインが示される予定の5月に開催されるOECD理事会閣僚級会議まで、なお議論は続けられるようである。

コーポレートガバナンスの問題については、株主と取締役（会）の問題に議論が傾く傾向にあるが、今後の企業統治にあり方を考えるにあたっては、労働組合を含めた従業員の利益の反映が今後ますます重要になると思われる。この、OECDのガイドラインにおいて、TUACの修正案が生かされ「コーポレートガバナンスにおける利害関係者の役割」が規定されることを望むものである。





## 海外出張報告

### 国際シンポジウム『雇用リストラと労働組合の対応』

1998.10.14. 於 ソウル

連合総研研究員 中島 敬方

去る98年10月14日（水）、韓国ソウル市において『雇用リストラと労働組合の対応』と題した国際シンポジウムが、韓国労働総連盟（FKTU）の主催、独国フリードリッヒ・エーベルト財団後援で開催された。同シンポジウムに、連合総研より中島研究員が出席したので、その概要について、報告のこととする。

当日は、まず英国ウォーリック大学のリチャード・ハイマン教授から、「経営資本の再構築と労働組合の対応」という基調講演があり、続いて仏国、日本、独国、韓国の報告者から各国別の状況報告が行なわれた。

ハイマン教授は、「グローバル化の神話」という表現で、いま世界で進行している現象のなかに、グローバル化を一種のイデオロギーとして利用している部分が見られると指摘した。つまり、政府は、それを何もしないことや社会福祉切り捨ての言い訳にしようとしているし、企業経営者は、それを賃金抑制や雇用削減の口実にしようとしている。これに対抗するため、労働者は事実としてのグローバル化を正確に認識しつつ、広汎な社会連帯を強固にしていくべきだと提唱した。

次に、仏国はCGT—FOのレミー・アウフリー国際局長が先般成立した「35時間労働法」について、日本は連合総研の中島研究員が「事業所レベルの雇用調整と日本的労使関係」、独国はミカエル・V・ホフ教授が「ドイツの生産立地としての課題」、韓国はFKTU研究所のキム研究員から、「韓国経済構造改革の問題点と労使政委員会の課題」について、それぞれ報告を行なった。

日本報告について若干補足すると、中島研究員は「日本における雇用情勢も日増しに厳しさを増しており、『グローバル・スタンダード』の名の下で、日本的雇用慣行の見直しを主張する声が高まりつつある。しかし、企業内労使関係の基本は長期安定雇用の礎の上に成り立っている相互信頼関係であるという精神はまだ生きている。組合としては、この原点を見失うような経営判断は自滅行為だと主張している」と説明した。

これに対して、韓国参加者から活発な質問意見が相次いだ。その一部を紹介しておきたい。

(質問) 日本的雇用慣行の柱の一つ、年功処遇制度はもはや崩壊し、能力・業績主義や年俸制に移行してきたと聞いている。そうすると、長期安定雇用も意味をなさなくなるし、流動化時代になると企業別組合も無力化するのではないか。

(中島) たしかに賃金制度改革は進められており、その必要性は経営者のみならず、組合や組合員の間でも認識されている。しかし、いずれも根元から能力・業績リンクにしろと言うものではない。もともと戦後日本の賃金設計思想には「生活の保障」と「労働の対価」という二本柱があって、かつて全体的な水準が低い時代には前者のウェイトが高かった。現在は、後者の比重も大きくなり、その部分はより業績反映をさせた方が公平観や納得性に沿うということで見直しが進んでいるものだ。まだ当然、企業の発展と社員の生活向上を同一線上に描く長期的雇用も基本的な仕組みとしては息づいている。企業別組合の仕組みについては、さらに労使双方の支持が強い。相互信頼の基礎は、職場の労使関係にある。今後とも企業別組合に軸足を置きながら、産業別組織や連合レベルの連帯活動強化が図られていくことになるだろう。

(質問) 日本的経営の強みは、雇用管理よりもJITなどの生産方式にあるのではないか。

(中島) 生産面での工夫も進められている。しかし、日本の自動車工場の自動化率はむしろ欧米よりも

低く、それでいて生産性や品質レベルは高い。それを可能にしているのは、労使間の信頼関係である。ハイマン教授が指摘したように、生産性を向上させると自分たちの雇用機会が減少するところではだれも努力しなくなる。生産性の鍵を握る最重要要素として、日本の人的資源管理、仕事方式のノウハウが活かされている。

(質問) 整理解雇の要件に触れ、その一つに「人員削減の必要性」を挙げられたが、最近の日本の判例をみると、まだ企業倒産に至らない場合でも認めているのではないか。

(中島) 個別事案ごとの判例には幅があるが、一般的には「企業倒産の危機」までは求めていないと解するのが通説である。しかし、整理解雇の痛みは、解雇された人のみならず、残された労使ともども深い痛手を被ることが過去の経験則から身に染みているので、組合運動として、例えば自動車総連のように「解雇は企業倒産のケース以外には認めない」と主張している。そして、この決意は多くの企業で労使間の共通認識となっている。

なお、以上のFKTU国際シンポジウム概要ならびに当日の中島研究員の報告(全文)は、『労働経済旬報 No.1618』(1998年10月下旬号、労働経済社)に掲載されている。



## 海外出張報告

### OECD-TUAC（OECD労働組合諮問委員会）会議

1998.10.22～23. 於 パリ

連合総研研究員 小菅 元生

1998年10月22日から23日にかけて、パリでおこなわれたTUAC（テュアックと発音）関連の3つの会議に、連合総研より永田有主任研究員、小菅元生研究員が出席した。TUAC（Tread Union Advisory Committee）はOECDの様々な活動に対して労働組合の立場から意見を伝えるための諮問機関であり、OECD加盟国の労働組合のリーダーや労働組合関係の研究機関の代表などにより構成されている。今回の一連の会議には17ヶ国から35名が参加した。以下に会議の概要を報告する。

#### TUACの経済政策に関するワーキンググループ

この会議では、TUACとしての経済危機とグローバル化に対する意見および現状認識を確認した。また、今後のG7会議にむけ、金融危機に対する考え方と政策的対応を示す文章について討議を行った。

「危機を超えて：金融市場の新たな構築」と題するこの文章はこれまでにICFTUからIMFとWBに対して出された声明や、TUACがG7に対して出した声明、およびETUCの声明などを下敷きにして作られている。そこには以下のような視点が含まれている。

1. 封じ込め戦略の失敗
2. 緊急行動の必要性
3. アジアに対する社会的行動
4. ロシアの崩壊を防ぐ

- 5.ラテンアメリカやアフリカへの危機の広がりを防ぐ
- 6.世界金融システムの再構築
- 7.世界貿易と投資システムへの社会的次元
- 8.コンペティションとコーポレーションのためのフレームワークへむけて

会議では現在の経済情勢について、アジアの成長低下は大きな問題である。北米の不況の可能性が高く1930年代を繰り返す危険がある。ロシアの問題は急進的な自由化に原因があり、市場開放によって生じた複雑な状況を理解しきれていないのが問題である。など世界的な経済悪化への懸念がしめされた。また、現在の経済状況はグローバル化と新自由主義から生じた新しいものであり、過去10から15年の状況とは異なっているといった意見も出された。

政策的には現在OECDやIMFが様々な国際的なルールを作りすぎており、我々がそれに対するルールを作るべきである。今回の経済危機は国際的なルールの代替案を出すにはよい時期であるといった意見が出された。またそのためにはTUACやICFTU等の国際組織が同じプライオリティーで行動することにより、各国政府をコーディネートする必要があるとの意見が出た。その他、欧州中央銀行の役割、投資のありかた、労働基準の世界的な規制など様々な項目について意見が交換された。またグローバリゼーションへの対応は単なる理想だけでなく、実際に6ヶ月以内にどうするかを表明すべきであるといった意見も出された。

#### ELSAC (Employment, Labour and Social Affairs Committee) との非公式会議

ELSACはOECDの中に設置された雇用労働と社会問題を扱う委員会であり、各国の代表によって構成されている。今回の会議は韓国における労働情勢に関してTUACに対して意見を求めてきたものである。会議では韓国問題を中心に意見交換がなされた。TUACからは韓国の情勢について次のような報告および意見がなされた。

- ・韓国では労働組合の権利が認められているはずであるが、現在組合関係者が大量に逮捕されている。

KCTUに対する嫌がらせや、投獄が行われている。

- ・ OECDのメンバーとして正しく行動できるように韓国政府に圧力をかけるべきである。
- ・ TUACとして韓国労組をサポートしたいが、新しい解雇法下における中小企業の状況、社会保障、賃金、労働市場などについて十分な情報が入らない状況である。
- ・ 雇用問題、教育、最低賃金など各種問題に対して、アカデミックな態度ではなく実践的な対応をしてほしい。

ELSACからはこのような事態に対して

- ・ 心配されていたことが現実の問題となった。労働組合というだけで逮捕されてはならない。彼らに刑罰が科せられないように、韓国当局に介入するつもりである。
- ・ OECD閣僚会議に韓国の状況を報告する。
- ・ これは柔軟性の問題ではなく、韓国の社会の問題である。韓国はOECDに対してもイメージを悪くしている。

OECDとしても加盟国でのこのような状況は組織の根本的な問題である。

- ・ 韓国政府がOECDメンバーとしての約束を守るように監視する。

などの見解が示された。

EDRC (The Bureau of The Economic and Development Review Committee) との合同会議

EDRCはOECDの中にある経済と開発に関する委員会である。今回は初めての試みとして、TUACとの合同会議という形で、経済運営と失業に関する意見交換がなされた。会議ではナイルと構造的失業の考え方に基づく政策についてのAFL-CIOの代表からの報告および、各国の経済労働情勢の報告。さらに1999年の閣僚会議に提出するThe OECD Job Strategy (OECD雇用戦略) に対する意見交換がおこなわれた。

会議の中心テーマとなったナイルとはNAIRU (Non-Accelerating-Inflation-Rate of Unemployment) インフレを加速しない失業率の水準の目安のことである。失業率があるレベルを下回って低下し、労働力

不足が顕在化すると、企業側が労働力確保のために賃金を上げることで賃金インフレを招くという考え方で現在アメリカではナイルは5.5～6.0%とみられている。この水準は一定に決められたものではなく、その時々を経済環境や様々な要素により規定される。ナイルは景気循環では説明できない構造的失業で、いわゆるミスマッチからくる失業を意味し、ナイルを高く見積もることは、高い失業率を容認することにつながるといえる。日本ではナイルではなくUV（Unemployment & Vacancy rate）分析による均衡失業率（構造的・摩擦的失業率）の概念が一般に用いられている。

今回の会議ではTUAC側からナイルの考え方に対し、その設定に際して用いる係数の恣意性や、数値の振れ幅の大きさなどの信頼性の低さが指摘された。また、過去20年OECDのマクロ経済政策はナイルの理論に基づいていた。失業を構造的なもの、循環的なものに分け、大部分を構造的なものであるとみなしたことにより、OECDは構造的失業の比率を下げる政策に焦点をあててきた。もしこの理論が間違っていて、失業を構造的と循環的なものに誤って分割し、循環的な失業が小さいと判断すると、従来のマクロ経済政策が減少すると同時に、構造的失業に対する労働市場の柔軟性を促進することにより経済は不必要な高失業に直面することになると指摘している。

これに対してEDRC側からは現在のナイルの推定が高すぎるのか、それともナイル理論や構造的失業の概念を使わない方が良いのか等の反論が唱えられた。



## 海外出張報告

### ILO/JIL地域ミーティング

1998.12.8-10.於 バンコク

連合総研主任研究員 山中 正和

## 背景

国際労働研究所アジアネットワークは、1994年国際労働研究所（ILS）と日本労働研究機構（JIL）とが共同して設立した。このネットワークの主な目的は、各国の労働政策・労働プログラムの策定に対して貢献ができるよう強化することである。その活動は、地域会議および国別ワークショップの開催、研究・研修活動に関する情報交換などを行う。参加国は、東アジア、太平洋諸国、東南アジア、南アジアの諸国から参加してきたが、今回から、研究所のみでなく、ILOの三者構成の原則に従った参加求められ、日本からは、JIL、連合（連合総研から派遣）、日経連の三者が参加した。

## 今回のテーマと調査研究経過

今回のテーマは、「グローバル化の中の社会調整 社会的アクターの役割」である。

第1回の調査研究では、国際競争の圧力と外国投資の誘致のために、賃金・所得・労働条件の向上がマイナスとなりかねない悪循環に陥る可能性が存在することが報告された。第2回では、より公平な成長の道筋を主張する社会的アクターの必要性が強調された。域内諸国は成長を維持しつつ、グローバル化する経済の中で社会的保護を提供しなければならないという課題を抱えている。このような変化により悪影響を被るグループのためにグローバル化の影響を緩和するような社会調整プログラムが緊急に求められている。この点において社会的アクターが果たす役割は最も重要である。また、グローバル化する経済

の中の労働者にとって生活の確保と社会的保護を維持していくには、賃金と労働条件の競争力と同時に公正さをバランスよく強化していくことが必要である。

今

回の研究会議では、社会的アクター（最も重要な社会的アクターは政府、労働者、雇用者組織であるが、その他の社会的アクターも重要な役割を演じる可能性がある）にとってグローバル化が持つ最も重要な意味は何かということを深く掘り下げる。

#### 調査研究の概要（4つの構成部分）

第1に、過去と現在の経済社会政策立案における各国他当該国において主要な関心事となっている問題を含め、社会的パートナーの関与度を検討する。そのため、まず最初に重要な社会的パートナー（省庁、雇用者組織、労働者組織など）の歴史的特性の概要を記述し、次に、近年活用されてきた3者あるいは2者構成（雇用者\_労働者）の機関、組織、機構、手続き等。

第2に、賃金全般および特に最低賃金、社会保障、労働安全衛生、労働時間、休暇、紛争解決または仲裁手続き、研修、その労働者にとって最も重要な諸問題への社会的パートナーの関与度について。また、女性に対する平等な処遇、移民労働者、児童労働など、より広義の社会問題への社会的パートナーの関与についても。

第3に、グローバル化の中の社会的アクターの役割に焦点を絞り、国家レベルの経済社会的な審議および政策立案に社会的パートナーがどのようにグローバル化の影響に対応してきたかをみる。例えば、「貿易自由化」、「外国直接投資による資本流入」、「ウルグアイ・ラウンドおよび世界貿易機構（WTO）に対する当該国の対処方針」について。また、「賃金水準」、「社会保障」、「研修」、その他移民労働者、女性など。

第4は、政策提案として、a) 労働者全体、特に悪影響を受ける層を守るためのセーフティ・ネット[最低の生活を保障する各種の社会保障制度]を構築していくにあたり、社会的アクターが果たす役割。この

文脈の中で性差のような影響力の大きい問題を明確に特定する。b) 労使関係の現状を改善するにあたり社会的アクターが果たす役割。企業または工場レベルでのより紛争解決手段、団体交渉、労使協議のあり方の提案。

## 政策課題

日本の三者は、ニュージーランド・大韓民国・オーストラリア・シンガポールとともに「成熟」工業国グループ会議に参加し、最終報告書にむけて、「何をなすべきか」について、次のポイントを協議確認した。

### a. 3者体制の発展

成熟工業国は、3者体制の方がグローバル化の悪影響を吸収し易いという提言があった。

### b. 社会的セーフティ・ネット

労働市場における不公平を生み出す恐れのあるグローバル化の悪影響に対処するため、社会的保護が求められている。

### c. 人的資本の形成

グローバル化に際して、教育訓練を通じて労働者の技能とemployability [雇用可能性] を向上させることが重要である。

### d. 雇用保障

より柔軟な雇用構造への準備を整えるための生涯学習に重点が置かれている。

### e. 国際経済体制

ILOは、アジアが今回の危機から回復するのを支援し、国際経済政策の社会的側面が決して看過されることがないように、世界銀行（WB）、アジア開発銀行（ADB）、国際貿易機構（WTO）と引き続き協働していくべきである。

#### f.社会制度としての労働市場

経済および労働市場において、効率と公平はいずれも重要である。

#### g.グローバル化と市民社会

グローバル化は経済政策上重要な意味を持つ一方で、政治的・社会的な次元でも意味を持つ。この意味で、従来の社会的アクターに加えて市民社会の他のグループも巻き込みながら、政治的・社会的な諸制度を発達させていくべきである。

次回、最終報告のための地域会合は、国際労使関係協会（IIRA）の世界会議にあわせ、2000年6月に東京で開催することとなった。



## 報告

### 前向きな対応により「不況の悪循環」からの脱却を 連合総合生活開発研究所第2次シミュレーションの概要

98年10月末に第1次シミュレーションを公表して以来、①連合の99春季生活闘争方針の決定、②緊急経済対策の決定とこれを受けた98年度第3次補正予算の成立及び99年度予算の政府原案決定などの情勢の進展を踏まえ、シミュレーションの前提条件に修正を加えて第2次シミュレーションを行った。

現在の日本経済には、さまざまな側面で、マイナス方向の悪循環に向かう力が、大きく働いている。現在の経済危機の特質は、まさにここにあるといえよう。したがって、この危機を克服し、民間主導の自律的景気回復を実現するためには、2～3年を視野に入れた、中期的視点からの取り組みが重要となる。こうした視点からすると、99年度は、不況の悪循環を断ち切り、経済再生の基礎を作る時期と位置付けられ、99年度の経済運営が、翌2000年度以降の経済再生実現の鍵を握るといってよい。そこで、今回のシミュレーションでは、99年度の経済展望だけではなく、2000年度までも含めて検討することとした。

#### 1.足元（1998年度）の経済情勢のポイント：「不況の悪循環」脱却が課題

日本経済は依然として「不況の悪循環」を脱していない。98年度の実質GDP成長率は2年連続のマイナス成長、しかもマイナス2.2%程度と大幅な落ち込みが見込まれる。

家計部門では、雇用や年金などの将来所得不安の高まりなどから消費マインドの冷え込みが続いていることに加えて、98年度に入ってから名目でも雇用者所得が減少する状況に至っており、民間消費は2年連続の減少となる。企業部門では、需要の大幅減少を受けて設備過剰感が急速に高まり、設備投資は深い調整局面に入っており、98年度は2桁台の大幅な減少となる。こうした中、総合経済対策（98年4月）、緊急経済対策（98年11月）と2次にわたる経済対策が打たれたが、秋口から公共投資の増加がようやく見られ始めたところで、民間部門の悪循環を断ち切るには至っていない。

なお、金融機関の不良債権問題は、依然として経済再生の重しとなっている。また、東南アジアの経済危機も成長の制約要因となっている。

## 2. 1999～2000年度経済情勢のポイント：積極財政と適度の賃上げにより自律回復を

(1) マイナス方向の循環が強いことから、民間部門の自律的な景気回復を実現するには2～3年を視野に入れる必要がある。1999年度は不況の悪循環を断ち切り、2000年度以降の自律的な景気回復に向けて足場を固める年となる。

(2) その際、設備投資が深い調整局面にあることから、①公共投資による景気の下支えと、②家計部門の支出の着実な回復が実現するかが鍵を握っている。公共投資については98年度から持ち越される分を含めて99年度に支出可能な予算額は相当規模が確保されており、その円滑な執行が課題となる。他方、家計の支出の回復には可処分所得の増加が不可欠であり、減税・給付増の規模拡大により中堅層以下の負担軽減が実現するか、春季賃上げにより所得の持続的増加を期待できるかがポイントとなる。

(3) ケースAでは、連合方針の趣旨に沿って、平均賃上げ率3%程度が確保されるとともに、中堅層以下の負担軽減につながる10兆円規模の所得減税・給付増が実施されることを想定している。また、公共投資については、99年度は予算に計上された事業が着実に執行され、2000年度は当初予算の段階から本格的な予算が組まれることを想定している。この場合、99年度の実質GDP成長率は0.6%程度にとどまるものの、家計の可処分所得の着実な増加を背景とした家計消費、住宅投資の増加が好循環を生み出し始め、2000年度には1.8%程度の成長となる。民間設備投資も2000年度には反転し、民間部門主導の自律的景気回復軌道に乗ることが見込まれる。また、雇用情勢は失業率が2000年度4.1%と改善に向かい、3%台に戻ることが射程に入ってくる。

(4) これに対し、ケースBでは悲観的ケースとして、企業がリストラを旗印に賃上げ率をゼロに抑えるとともに、所得減税が政府案どおり（4.3兆円、地域振興券とあわせて99年度は5兆円）となることを想定している。また、公共投資については執行が円滑に進まず、2000年度については当初予算をベースにした従来型の予算編成が行われることを想定している。この場合は、雇用者所得の減少を受けて家計の支出の低迷が続き、99年度は3年連続のマイナス成長、2000年度になっても0.1%成長と景気回復の展望は開けない。また、賃上げを抑制しても、景気低迷の持続から雇用情勢の改善は見込めず、失業率は5%台に乗ってしまうことになる。

(5) 以上の試算は、積極的な財政政策と適度の賃上げの下で家計の支出の着実な回復が図られ、2000年度には自律的な景気回復の展望が開けることを示している。ケースBのようにいつまでも不況の悪循環から脱却できない悲観的シナリオに陥らないよう、政府、企業ともに前向きに対応が求められる。

(6) なお、輸出に依存した成長は期待できない。さらに、モデルには組み込まれていないが、金融機関の信用創造システムの早期再確立が必須である。

### 3. 連合総研マクロ計量モデルによるシミュレーションの含意

現在の日本経済が直面する危機は深く、かつ厳しい。そのことは、今回のシミュレーション結果からも十分に伺うことができる。しかしながら、事態が深刻であればあるほど、各経済主体の積極的対応が要請されるということでもある。自律的な回復から経済再生にいたる道筋は、市場が自動的に与えてくれるものではないことを銘記すべきであろう。

シミュレーションのケースAとケースBの違いは、単に景気底打ちの時期がずれるだけではないことにも留意する必要がある。もし、仮にケースBのシナリオに沿って、今後2年続きの景気低迷が持続したとすると、まず失業率5%時代の到来という雇用悪化が現実のものとなろう。雇用の底割れは、国民生活の基盤を決定的に動揺させる。これによって、「不況の悪循環」が、いま以上に深まったとすれば、そこからの脱出の過程は、ますます困難で時間のかかるものとなろう。その意味で、1999年度に自律回復のきっかけをつかむことができるか否かは、単なる1年の遅れではすまされないのである。

以上の視点から、今回のシミュレーションが示唆する、当面の政策課題のポイントを整理すれば、以下のようなだろう。

- (1) 中堅層以下の負担軽減につながる所得減税・給付増
- (2) 1999年度予算に計上された公共投資の着実な実行
- (3) 2000年度における当初予算段階からの本格的景気対策の計上
- (4) 雇用情勢のさらなる悪化を防止するための失業予防、雇用創出対策
- (5) 中長期的労働生産性に着目した適度な賃上げ
- (6) 信用創造システムの再確立のための政策

なお、このシミュレーション結果は、あくまで短期的なシナリオを提示したものにしかすぎない。国民の将来不安を払拭し、経済再生を確実なものとするためには、中長期的な経済ビジョンとそのための戦

略を明確にする必要がある。21世紀に向けて、どのような戦略的選択を行うべきかをめぐり国民的議論の活発化が望まれるところである。

---



## ちょっといい話

### フライパンじいさん

新年を迎えると、今年は何かをやってみたいと思う。そんな思いは子どものときほど強いのではないか。そう思いませんか？

「久しぶりにお手紙を書きますが、図書館の事は絶対に償いたいですし、『フライパンじいさん』の第二幕に出る事から逃げ出した事につきましては、また、失敗すると思って逃げてしまったのでありまして、別に、フライパンじいさんを演じたいとか、演技をするのがいやだという訳ではありません。」

手紙は、20年前の教え子からのものだ。彼は、小学校二年生の私のクラスに転校してきた。父親一人が付き添ってきて、母はいないのだといった。彼は落ち着かず、いつも何かにおびえているような様子を見せた。自分はみんなと一緒にやれないと感じると、すぐにかんしゃくを起こして、パニックになってしまう。それでもクラスの友達、彼を弟のように、励まし、仲間はずれにしないように、気を配っていた。

図書館の事は、記憶が定かではないのだが、たしか図書館から借りた本をなかなか返さない彼に、返却を催促した件だったと思う。『フライパンじいさん』は、子どもに人気のあった絵本の題名。しいていえばフライパンが主人公なのだが、台所にある調理器具みんなでおいしい食事を作るというお話。これに、踊りと音楽をつけて、学芸会で演じたのだ。彼は、この劇をえらく気に入っていた。それだけに、わずか一言のせりふに猛烈なプレッシャーを感じて、第二幕のせりふが追ってくると舞台からいなくなってしまったのだ。私は1年間、担任したあと、組合活動のため学校を離れた。それからずっと、彼はこのしがらみを抱えて続けていたのだ。

「いじめがきっかけでもう人の輪には、加わらない、もう人と話がしたくないと思うようになったのかきっかけで、口べたになり、」と彼は、この20年の人生を語っていく。ある日、職場の先輩が、声をかける。「お前、友達いるのか？」聞かれた彼は、「いません！」と答える。すると、先輩は「同級生に久しぶりに電話をしてごらん。仲良くなれるから。」とアドバイスをする。彼は、勇んで電話をかける。たくさんの同級生に、何回も何回も。かつて兄貴で仲良しだった友達からは「もう電話するな！」といわれ、「俺、そんなに人好しじゃないから。」と怒られてしまう。口べただと思っている彼は、

「僕と話し合えるように友達を説得してください。」と頼んできたのだ。

教師が子どもにしてやれる事はほんの僅かでしかない。しかし、教師として1日でも子どもの前に立ったら、子どもにとっては一生、先生なのだ。

帰ったら手紙の返事を書こう。こんなすばらしい手紙がかけるようになった彼に。(yama)

---



## 賛助会員制度について

財団法人 連合総合生活開発研究所

日頃より、連合総研に対しまして、格段のご厚誼をいただき、深く感謝申し上げます。

連合総研は、連合のシンクタンクとして設立以来、創立10周年を迎え、生活者の立場に立って、一層の成果をあげるべく研究を進めてまいりました。この間、連合総研レポート（DIO）は120号を数え、研究報告書は100冊に上っています。これらの成果は、皆様の支えによって生み出されたものですが、日本で最初の労働組合関係の研究所として、また多方面にネットワークを持った研究所としても国内はもとより海外からも高い評価を受けております。

さて、このたび連合総研では「賛助会員」制度を導入いたしました。

この制度は、来るべき21世紀に勤労者の生活向上のため、いち早く有用な情報や最先端の調査研究を随時みなさまに提供し、連合傘下の労働組合をはじめ、各団体、研究所及び研究者の皆様方の諸活動にいささかでもお役に立てるようにとの思いで設けられました。

これを機に、ぜひ賛助会員に加入いただくようご案内申し上げます。

1999年2月

財団法人 連合総合生活開発研究所

理事長 芦田甚之助

### 賛助会員の特典

- 1 毎月発行の連合総研レポート（DIO）の無料購読ができます。（ご希望があれば英文DIOも）
- 2 連合総研発行の研究報告書が無償で配布されます。（今年度ご入会の場合は、新刊書のほか今年度発行の研究報告書をお送りする予定です）
- 3 連合総研の開催するフォーラムやセミナー、研究報告会に参加できます。

会費（毎年10月1日～9月30日）

会員には団体会員と個人会員とがあります。

個人会員 年間8千円

団体会員 年間3万円（但し、連合加盟組織・友誼団体は年間1万5千円）

途中入会の場合でも、年度資料はもれなく配布いたします

連合総研の主な研究成果

新刊

「危機の克服から経済再生へ」

（連合総研編）1998-99年度版経済社会情勢報告

「労働の未来を創る」

（桑原靖夫・連合総研編）グローバル時代の労働組合の挑戦

「創造的キャリア時代のサラリーマン」

（連合総研編）（連合総研創立10周年記念出版）

「ゆとりの構造 生活時間の6カ国比較」

（矢野真和共編）

「社会的公正のアジアをめざして」

（初岡昌一郎・連合総研編）ほか

今年度はこれらの出版物が賛助会員に送られます

好評 既刊（有料）

「労働組合の経済学」期待と現実（橘木俊詔共編）

「福祉経済社会への選択」

21世紀日本・市場と連帯の社会システム（宮沢健一共編）

「新しい社会セクターの可能性」

NPOと労働組合（林雄二郎共編）

「生涯かがやき続けるために」

21世紀の「しごと」と学習のビジョン（市川昭午共編）

「創造的キャリア時代のサラリーマン」

「戦後50年 産業・雇用・労働史」（神代和欣共編）

「子どもの生活時間調査研究報告書」

その他研究報告書、委託研究報告書多数

## 現在進行中の研究

●「福祉経済社会」研究委員会（主査 正村公宏）

→財政制約のもと、高齢化の進展する中21世紀の福祉をどう再構築するか。

●「企業と社会」研究委員会（主査 稲上 毅）

→21世紀のよりよい企業像と労使関係を探る。

●「環境と社会」研究委員会（主査 佐和隆光）

→リサイクル型社会の形成をめざし、産業と労働、地域の取り組むべき課題、個人の生き方を追求。

●「日本型雇用システムの再評価と課題」研究委員会（主査 猪木武徳）

→日本型雇用システムを雇用、賃金、所得分配、生涯ライフサイクルなどにまたがり広く考察。

●「労働組合の未来研究」研究委員会（主査 中村圭介）

→組合の活性化、ナショナルセンターの機能、海外労働組合の動向などの実証研究をふまえて、労働組合の未来を考える。

●「アジアの社会的側面」研究委員会（主査 初岡昌一郎）

→アジアの経済危機に直面し、あらためて経済発展 と社会的公正のバランスが問われている。

## シンポジウムなど

●連合総研フォーラム 経済情勢を中心に

●トップセミナー 連合のトップリーダー対象に年10回程度

●ワークショップ 研究委員会報告をかねて

●シンポジウム 随時

## 委託研究

連合総合生活開発研究所は委託研究を行っています。

(ご希望の方には、委託研究報告書を差し上げております。)

委託研究：連合、厚生省、通産省、労働省、経済企画庁、日本労働研究機構、雇用促進事業団など多数。

賛助会員のお申し込みはFAX、郵送、Emailで

振込先：東京労働金庫一ツ橋支店（財）連合総研賛助会員（普）5836777

TEL 03-5210-0851 FAX 03-5210-0852

Email [soken@mars.dti.ne.jp](mailto:soken@mars.dti.ne.jp) ホームページ <http://www.mars.dti.ne.jp/~soken>

---



## 国際経済の動き

主要国の経済動向をみると、アメリカでは、景気は拡大しているものの、先行きにやや不透明感がみられる。実質GDPは、98年4～6月期前期比年率1.8%増の後、7～9月期は同3.7%増となった。個人消費、住宅投資は増加している。設備投資の伸びはマイナスとなった。鉱工業生産（総合）の伸びは鈍化している。雇用は拡大しているものの、製造業等では輸出減の影響もあり減少している。雇用者数（非農業事業所）は11月前月差25.1万人増の後、12月は同37.8万人増となった。失業率は12月4.3%となった。物価は安定している。11月の消費者物価は前年同月比1.5%の上昇、生産者物価（完成財総合）は同0.7%の低下となった。10月の財の貿易収支赤字（国際収支ベース）は、前月から縮小したものの、依然として高水準にある。12月の長期金利（30年物国債）は、月下旬にやや上下したものの、ほぼ横ばいで推移した。株価（ダウ平均）は、月前半は総じて下落したが、後半は総じて上昇した。

西ヨーロッパをみると、ドイツでは、景気は拡大しているものの、そのテンポに鈍化懸念がみられる。フランスでは、景気拡大のテンポは緩やかになってきており、イギリスでは、景気は減速しつつある。98年7～9月期の実質GDPは、ドイツ前期比年率3.5%増、フランス同2.1%増、イギリス同1.6%増（確報値、市場価格）となった。鉱工業生産は、ドイツ、フランスでは拡大テンポが緩やかになってきており、イギリスでは減少傾向にある（鉱工業生産は、ドイツ11月前月比2.3%減、フランス10月同0.8%増、イギリス11月同0.1%減）。失業率は、ドイツでは低下傾向にあったが12月にはやや上昇した。フランスでは高水準ながらもやや低下しており、イギリスでは低水準で推移している（失業率は、ドイツ12月10.8%、フランス11月11.5%、イギリス11月4.6%）。物価は、安定している（11月の消費者物価上昇率は、ドイツ前年同月比0.7%、フランス同0.3%、イギリス同3.0%）。98年12月31日には1ユーロ＝約1.17ドルの参照レートが設定され、99年1月1日に単一通貨ユーロが誕生した。

東アジアをみると、中国では、景気の拡大テンポはこのところやや高まっているが、輸出は減少傾向にある。物価は下落している。韓国では、景気は後退している。失業率はこのところほぼ横ばいで推移している。物価の騰勢は鈍化している。貿易収支は、輸入減少により大幅な黒字が続いている。

国際金融市場の98年12月の動きをみると、米ドル（実効相場）は、総じて減価した（モルガン銀行発表

の米ドル名目実効相場指数（1990年＝100）12月31日105.9、11月末比2.4%の減価）。内訳をみると、12月31日現在、対円では11月末比7.9%減価、対マルクでは同1.5%減価した。

国際商品市況の98年12月の動きをみると、上旬は下落基調で推移したものの、中旬にイラク情勢緊迫を背景に一時上昇した。原油スポット価格（北海ブレント）は、上旬は総じてやや弱含んだが、中旬以降は英米軍によるイラク空爆などからやや強含んだ。

（経済企画庁「月例経済報告」平成11年1月19日より）

---

## 国内経済の動き

---

需要面をみると、個人消費は、値ごろ感のある商品を中心に一部に下げ止まりの動きがみられるものの全体としては低調である。これは、収入が減少していることに加え、消費者の財布のひもが依然として固いからである。住宅建設は、マンションの不振もあって低水準が続いている。設備投資は、大幅に減少している。中小企業の減少が著しく、大企業も製造業を中心に減少傾向にある。公共投資は、着工の伸びはこのところやや鈍化しているが、上半期への前倒しが過去最高のペースで行われたこともあり、事業の実施が進んでいる。

産業面をみると、鉱工業生産は、減少傾向が緩やかになってきたが、最終需要が低調なために、低い水準にある。在庫は前年を下回る水準にまで減少してきた。しかし、在庫率が依然高水準であり過剰感は強い。企業収益は、全体として減少している。また、企業の業況判断は、厳しい状況が続いている。

雇用情勢は、更に厳しくなっている。雇用者数の減少テンポは緩やかになってきたが、勤め先や事業の都合による失業者が増加して、完全失業率はこれまでにない高さに上昇した。労働力需給をみると、有効求人倍率（季節調整値）は、10月0.48倍の後、11月0.47倍となった。新規求人倍率（季節調整値）は、10月0.86倍の後、11月0.85倍となった。雇用者数は、減少テンポが緩やかになってきた。総務庁「労働力調査」による雇用者数は、11月は前年同月比0.4%減（前年同月差19万人減）となった。常用雇用（事業所規模5人以上）は、10月前年同月比0.4%減（季節調整済前月比0.1%減）の後、11月は同0.6%減（同0.2%増）となり（事業所規模30人以上では前年同月比0.6%減）、産業別には製造業では同2.4%減となった。11月の完全失業者数（季節調整値）は、前月差13万人増の302万人、完全失業率

（同）は、10月4.3%の後、11月4.4%となった。所定外労働時間（製造業）は、事業所規模5人以上では

10月前年同月比14.1%減（季節調整済前月比0.9%増）の後、11月は同 15.9%減（同2.7%減） となっている（事業所規模30人以上では前年同月比16.7%減）。「企業短期経済観測調査」（全国企業、12月調査）をみると、企業の雇用人員判断は、過剰感に高まりがみられる。

輸出は、アジア向けに下げ止まりの兆しがみられるものの、欧米向けの伸びが鈍化しているため、全体としては横ばい状態となっている。輸入は、おおむね横ばい状態となっている。国際収支をみると、貿易・サービス収支の黒字は、おおむね横ばいとなっている。対米ドル円相場（インターバンク直物中心相場）は、12月月初の122円台から上昇し、1月月央には一時110円台となった。

物価の動向をみると、国内卸売物価は、内外の需給の緩み等から、弱含みで推移している。また、消費者物価は、基調として安定している。なお、量販店を中心に値引きなどの動きがみられる。

最近の金融情勢をみると、短期金利は、12月から1月月央にかけておおむね横ばいで推移した。長期金利は、12月は大幅に上昇した後、1月月央にかけて低下した。株式相場は、12月から1月月央にかけて下落した。マネーサプライ（M2+CD）は、11月は前年同月比4.4%増となった。また、民間金融機関の貸出が低調なことから、企業は貸出態度に対する懸念を持っており、手元流動性確保に向けての動きを続けている。

（経済企画庁「月例経済報告」平成11年1月19日より）



## 事務局だより

---

1月8日 アジアの社会的発展研究委員会（連合総研）

連合総合政策局との意見交換会（連合本部会議室）

11日 少子社会に対する企業および労働組合の意識と対応に関する調査研究委員会（連合総研）

13日 新福祉経済社会研究委員会（連合総研）

14日 所内会議（連合総研）

22日 トップセミナー 帝塚山大学経済経営研究所 所長 森口親司氏（連合本部会議室）

25日 職場労使関係の国際比較研究委員会（連合総研）

26日 ネパール全国教員協会委員長来所（連合総研）

26日 「グローバル化への労働組合の対応」プロジェクト（連合総研）

28日 「金融のグローバル化と今後のあり方」プロジェクト（連合総研）

【編集後記】寒い。しかしいずれは春が来る。あと数ヶ月のうちに春が来る。そして暖かくなる。これはかなり確かなことである。一方、現在の経済がこれからどうなるのか、これはなかなかわからない。有名なエコノミストでさえ、いつから日本の景気が良くなるのかは意見が異なる。またアメリカの状況がバブルだという人もいるし違うという人もいる。誰もがバブルだと確信できるのはそれがはじけたときだけである。実は誰も将来がどうなるのかわからないのである。そもそも、これからどうなるのかという質問がナンセンスかもしれない。未来はどうあるべきか、どうありたいか。そしてそのために何をすべきか。こう問うしかないのである。いよいよ春闘である。どうなるかではなく、どうするかである。

（春）

